

日本環境教育学会 代議員選挙管理規約

2016年12月3日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人日本環境教育学会定款第15条に基づき、代議員選挙が会員の自由な意思によって公正かつ適正に行われるよう定めるものである。

(適用範囲)

第2条 本規約は、代議員の選挙について適用する。

(選挙事務の管理)

第3条 選挙の実施については理事会で定める。

2 選挙の日程確定及び告示から当選人の決定と通知までの事務は、選挙管理委員会が管理する。

3 選挙管理委員は、選挙の実施に必要な協議のため、理事会に出席することができる。

(選挙管理委員会)

第4条 選挙管理委員会は、委員3人以上をもって組織する。

2 委員は、選挙権を有する、代議員でない会員の中から総会の議決による指名に基づいて会長が任命する。

3 会長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その委員を解任するものとする。但し、第2号及び第3号の場合においては、総会の同意を得なければならない。

1. 選挙権を有しなくなった場合。

2. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

3. 任務上の義務に違反し、その他委員としてふさわしくない行為があった場合。

4 総会は、第2項の規定による委員の指名を行う場合に、同時に2人の予備委員の指名を行う。予備委員が欠けた場合においては、同時に委員の指名を行うときに限り、予備委員の指名を行う。

5 予備委員は、委員が欠けた場合又は故障のある場合に、予め定められた順に、その職務を行う。

6 第2項から第5項までの規定は、予備委員について準用する。

7 委員の任期は総会から総会までの2年とする。但し、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 委員長は、委員の中から互選する。

9 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を統括する。

10 選挙管理委員会の会議は、委員の半数以上の出席により成立する。

11 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

12 選挙管理委員会の議事内容は記録を保管し、会員から要請があった場合は開示しなければならない。

13 選挙管理委員会の庶務は、学会事務局において行う。選挙の公正を保つため、事務局は、その庶務遂行上知りえた秘密を漏らしてはならない。

14 前各項に定めるものの他、選挙管理委員会の運営に関し必要な事項は、理事会と協議の上で、選挙管理委員会が定める。

(規約の改訂)

第5条 本規約を改訂する場合には、理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第2章 選挙に関する区域

第6条 選挙区には全国区と地方区を設ける。

2 全国区は全都道府県の区域とし、地方区の都道府県割及び各地方区において選挙すべき代議員の数は別表で定める。

第3章 選挙権及び被選挙権

第7条 選挙が告示された時点で日本環境教育学会正会員である者は、全国区及び日本環境教育学会に対して主たる連絡先として登録してある都道府県が該当する地方区における選挙権及び被選挙権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、告示日までに選挙管理委員長に届け出た場合は、選挙管理委員会の判断により、選挙権及び被選挙権を有する地方区を自宅又は勤務先等に変更することができる。

- 3 海外に居住する正会員は、全国区における選挙権及び被選挙権のみを有するものとする。
- 4 1～3項の規定にかかわらず、本規約による制限のある者は、選挙の候補者となることができない。

第4章 選挙期日

第8条 選挙告示は、代議員の任期が終る日の5ヶ月前の日以後のなるべく早い時期に行う。

- 2 当選人は、代議員の任期が終る日の1ヶ月前の日までに確定する。

第5章 投票

(選挙の方法)

第9条 選挙は、投票により行う。

(一人一票)

第10条 投票は、1人1票に限る。

(投票用紙への自書)

第11条 選挙人は、定められた方法により、自ら投票用紙に記入し、投票する。

(投票用紙の交付及び様式、投票方法)

第12条 投票用紙は、投票締切日の1ヶ月前までに、選挙人に交付しなければならない。

- 2 投票用紙の様式及び投票の方法は、この規約で定めるものの他は、選挙管理委員会が定める。
- 3 投票の参考情報として、候補者ごとの推薦人の氏名の他、公序良俗に反しない限り自薦文及び推薦文をそのまま、届出順に記載した資料を選挙人に送付する。
- 4 同一氏名の候補者がある場合は、氏名とともに候補者を区別することができる情報を掲載する。ただし、候補者全員の情報が平等になるようにしなければならない。

(投票用紙の記載事項及び送付)

第13条 選挙人は、予め投票用紙に掲載された代議員候補者の中から、全国区及び選挙人が投票権を有する地方区からそれぞれ定数以内の者を選び、これを無記名で送付する。

- 2 選挙人は、同一の候補者を全国区と地方区とで重複して選ぶことができる。

第6章 開票

(開票立会人)

第14条 監事又は監事から指名された1人以上の正会員を開票立会人とする。

- 2 代議員の候補者は、選挙人の中から、本人の承諾を得て、開票立会人1人を、投票締切日までに、選挙管理委員会に届け出ることができる。
- 3 当該選挙の代議員の候補者は、開票立会人となることができない。

(開票の場所及び日時の告示)

第15条 選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票日)

第16条 開票は、投票締切日の後10日以内に行う。

(開票)

第17条 選挙管理委員会は、投票用紙を開示し、必要に応じて開票立会人の意見を聴き、その投票を受理するかどうかを決定する。

- 2 選挙管理委員長は、開票結果を、すみやかに理事会に報告するとともに、理事会との協議の上で学会のWebサイトに当選人氏名を、学会のニューズレターに当選人氏名及び得票数を告示しなければならない。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第18条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、選挙管理委員会が決定する。その決定に当たっては、第19条の規定に反しない限りにおいて、投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第19条 次の各号に該当する投票は、その全部又は一部分を無効とする。

1. 所定の用紙を用いないものは、その全部。

2. 候補者でない者の氏名を記載したものは、その全部。
3. 一投票中に定数を超える代議員の候補者を選択したものは、その全国区又は地方区の部分。
4. 所定の記載事項のほか、他事を記載したものは、その全部。但し、身分又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
5. 自書しないものは、その全部。
6. 候補者の誰を選択したかを確認し難いものは、その部分。

(開票の参観)

第 20 条 選挙人は、開票を参観することができる。

(関係書類の保存)

第 21 条 投票用紙は、有効無効を区別し、その他の関係書類と共に選挙管理委員会において、当該選挙にかかる代議員の任期間、保存しなければならない。

第 7 章 候補者

(候補者の届出)

第 22 条 被選挙権を有する正会員のうち、代議員の候補者となろうとする者は、選挙の告示があった日から候補者の受付締切日までに、選挙管理委員会が定める方法で、氏名と候補者による自薦文、選挙権を有する推薦人 2 名以上 5 名以内を記載し、推薦人による推薦文 1 通とともに選挙管理委員長に届け出る。

2 選挙権を有する者が被選挙権を有する他人を代議員の候補者としようとするときは、自ら候補者になろうとする者でない場合に限り、本人の承諾を得て、推薦文 1 通と候補者にしようとする者の自薦文、選挙権を有する推薦人 2 名以上 5 名以内を記載し、選挙管理委員長に届け出ることができる。

3 1 及び 2 項の届出には、代議員の候補者となる者の氏名、連絡先、会員番号、その他選挙管理委員会で定める事項を記載しなければならない。

4 1 及び 2 項の届出において、同一人が複数の候補者の推薦人となってはならない。

5 候補者の選挙区は、全国区及び被選挙権を有する地方区のうちどちらか又は両方とし、候補者の届け出により定める。届け出ない場合は、両方における候補者とする。

(選挙管理委員の候補者制限)

第 23 条 選挙管理委員は、在任中、選挙の候補者となることができない。

第 8 章 当選人

(選挙における当選人)

第 24 条 全国区では、有効投票の最多数を得た者から順に 15 人を当選人とする。

2 地方区では、有効投票の最多数を得た者から順に、別表で定められた人数を当選人とする。

3 全国区と地方区で重複して当選人となった者は、全国区での当選を無効とする。

4 得票数が同じ者は、選挙管理委員会において、選挙管理委員長が抽選で当選人を定める。

5 全国区及び地方区毎に、得票数に従って順に次点者を記載した名簿を作成する。次点者数は、全国区は 10 名まで、地方区は各 5 名までとし、得票数が同じ者は、選挙管理委員長が抽選で順位を定める。

6 選挙管理委員会は、代議員の候補者すべてに、当選人に該当したかどうかを、また、次点者に対しては、その旨をすみやかに通知する。

7 当選人が代議員に就任するかどうかの意思確認は理事会が行う。当選人が就任を辞退した場合には、第 29 条を準用して次点者を当選人とする。

8 代議員の職務等は、全国区での当選人と地方区での当選人との間に差異を設けない。

(無投票当選)

第 25 条 第 22 条の規定による届出のあった候補者が全国区において 15 人以下のとき、及び地方区において別表の人数以下のとき、全国区及び該当する地方区の候補者を全て当選人とする。

(当選人がない場合等の告示、及び補充選挙)

第 26 条 当選人がないとき又は当選人が 30 人に達しないときは、選挙管理委員会は、直ちにその旨を理事会に報告しなければならない。また、理事会は報告内容を告示しなければならない。

2 当選人が 20 人以下の場合、補充選挙を行う。補充選挙では、30 人から当選人の数を減じた数を上限に代議員を補充する。補充選挙では、地方区は設けない。

3 補充選挙の方法は、この規約に準じ、選挙管理委員会において定める。

(被選挙権の喪失に因る当選人の失格)

第 27 条 当選人は、被選挙権を有しなくなったときは、当選を失う。

2 前項により、任期中に代議員が当選を失うことにより代議員が 20 人に満たなくなった場合、第 26 条第 2 項に準じて、補充選挙を実施するものとする。

(当選が無効の場合の告示)

第 28 条 当選が無効となったときは、選挙管理委員会は、直ちにその旨を理事会に報告しなければならない。また、理事会は報告内容を告示しなければならない。

(代議員が欠けた場合等の繰上げ当選)

第 29 条 代議員の欠員が生じた場合において、最新の次点者名簿に記載された者で当選人とならなかった者があるときは、順位に従って、その者の中から当選人を定める。

2 前項の規定による補充があったときは、選挙管理委員会は、直ちにその旨を理事会に報告しなければならない。また、理事会は報告内容を告示しなければならない。

3 次点者名簿から当選人を定めるときは、欠員となる代議員が選出された選挙区に記載されている次点者を原則とする。該当者がいない場合は、欠員となる代議員が当選人となった地方区、全国区の順に次点者を当選人とする。さらに該当者がいない場合には、選挙管理委員長の抽選により、他の地方区の筆頭次点者の中から当選人を定める。

4 欠員の残任期間が 1 年未満になる場合で、代議員が 20 名以上いる場合には、理事会の議決により、代議員を補充しないことができる。

附則

1 本規約は、2016 年●月●日から施行する。

2 本規約施行後の選挙において、本規約 8 条に関わらず、2017 年 3 月の臨時社員総会から選任の 2 年後に実施される代議員選挙により新たな代議員が選出される時までを任期とする代議員を選出するために、2017 年 1 月 1 日以降のなるべく早い日に告示を行い、2017 年 3 月末日までに当選人を確定する。

別表

北海道地区（北海道）：1 人

東北地区（青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県）：1 人

関東・甲信越地区（新潟県・群馬県・栃木県・茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・長野県・山梨県）：4 人

中部地区（富山県・石川県・福井県・静岡県・愛知県・岐阜県・三重県）：2 人

関西地区（滋賀県・京都府・兵庫県・大阪府・奈良県・和歌山県）：3 人

中国・四国地区（鳥取県・岡山県・島根県・広島県・山口県・香川県・愛媛県・徳島県・高知県）：2 人

九州・沖縄地区（福岡県・大分県・佐賀県・長崎県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県）：2 人